



小谷野会計グループ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 教育訓練給付制度

はじめに

いつも当コンテンツ、会計・税務の知識をお読みいただきありがとうございます。

読んでいるうちに自ら知識を吸収したいという意欲を持った方もいらっしゃると思います。

今回はそのような方の一助になれるような制度である、教育訓練給付の制度を紹介します。

1. 教育訓練給付金とは

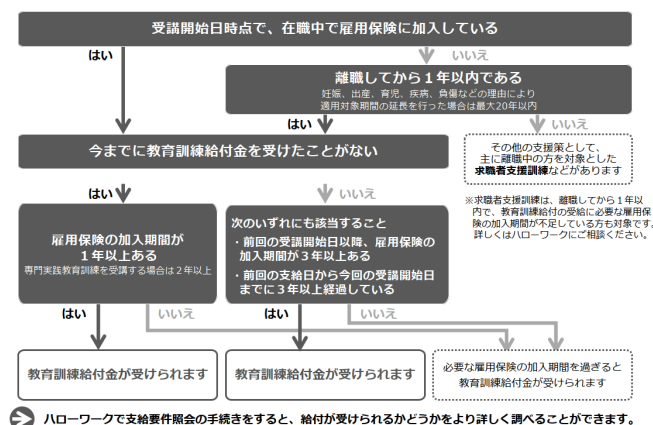
教育訓練給付金とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。

オンライン講座や夜間・土日に受講できる講座もあるため働きながらの受講も可能です。

2. 給付条件

教育訓練給付金を受けるには雇用保険の加入期間などの条件があります。

雇用保険の被保険者である場合、パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



3. 対象講座と給付率など

以下の画像をご参考ください。

具体的な講座は「教育訓練給付制度 検索システム」で WEB 検索すると厚生労働省による案内が出てきます。

教育訓練の種類	給付率	対象資格	支給対象者 ^{※1}	
			在職中	離職中
専門実践教育訓練	最大で受講費用の 80% 年間上限 64 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師、准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座 ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 (MBA、法科大学院、教職大学院 など) 職業実践力育成プログラムなど 専門学校 ^{※2} の課程 ・職業実践力育成プログラムなど ・キャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が2年以上
教育訓練支援給付金 ^{※2}	雇前の基本手当 の日の80%相当 ^{※3}	専門学校 ^{※2} の課程 ・キャリア形成促進プログラム	×	○ ^{※4}
特定一般教育訓練	最大で受講費用の 50% 上限 25 万円	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム ・短時間のキャリア形成促進プログラム	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上
一般教育訓練	受講費用の 20% 上限 10 万円	資格の取得を目標とする講座 (大型自動車、建設機械運転等)、 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD 利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする講座	受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上	受講開始日が離職した日の翌日から1年以内 受講開始日時点で雇用保険の被保険者であった期間が1年以上

※1 初めで受講する方の場合。※2 専門実践教育訓練を受講する方を対象とした給付金です。※3 令和7年4月1日以降に受講を開始する方の場合、60%相当。※4 そのほかにも条件があります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

4. 給付手続き

まずは訓練前キャリアコンサルティングをお受けください。ハローワーク、キャリア形成・リスクリング支援センターで受けられます。

受給資格確認を受講開始日の2週間前までに行います。お住まいを管轄するハローワークのほか、e-Gov 電子申請による電子申請も可能です。

講座の受講・終了後、支給申請をします。専門実践教育訓練は受講開始日から6か月ごとの期間の末日又は修了日、特定一般教育訓練については修了日、それぞれ1か月以内にお住まいを管轄するハローワークで行います。

一般教育訓練の場合には上記 のみの手続きでございます。特定一般教育訓練と同一の期間内に申請します。

おわりに

知識を身につけたり資格を取得したりすることは業務の幅が広がったり人生における光明になったりします。

給付金制度を利用しながら学習できるという知識がお役に立てればと願います。

(記事内の画像出典は全て厚生労働省)

(担当：中田(し))